

日 銀 業 第 8 4 2 号
平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

当座勘定取引金融機関等
国債振替決済制度参加者 殿

日 本 銀 行 業 務 局

延長日における為替決済開始時刻等の繰下げ等に関する件

平成 2 9 年 1 2 月から平成 3 0 年 6 月までの延長日における為替決済開始時刻
等を別紙のとおりとしましたので通知します。

以 上

延長日における為替決済開始時刻等の取扱い
 (平成29年12月～平成30年6月分)

- ・延長日^(注1)における為替決済開始時刻等^{(注2)(注3)(注4)}

延長日	繰上げ・繰下げ幅	内国為替(同時決済口)取引入力開始時刻	内国為替(同時決済口)取引入力締切時刻	為替決済開始時刻
平成30年 1月31日(水)	60分	7時30分	16時35分	17時15分
2月28日(水)				
3月30日(金)				
4月27日(金)				
5月31日(木)				
6月29日(金)				

(注1) 日本銀行が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークからの事前の依頼(当日の依頼を除きます。)にもとづき、為替決済にかかる決済開始時刻を16時15分から60分繰下げる月末日(年末日を除きます。)をいいます。

(注2) 延長日においては、当座勘定取引、国債振替決済関係事務等における一部の電文の入力時間帯が変更されます。詳細は日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共通事務(第1編V.、同参考1-1および同参考2-1)のほか、各利用業務に関するもの)をご覧ください。

(注3) 当座勘定取引、外国為替円決済制度関係事務および国債振替決済関係事務の区分毎に定められたコアタイムについては、不変です。

(注4) 日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先については、各コアタイム終了後、18時15分までの間に当日処理終了を行ってください。